

第 1 節 自然環境分野



施策 01：生物多様性の確保に関する取組みの推進

取組み項目①	生物多様性の確保に向けた体制づくり
(1) 生物多様性に関する普及啓発等の取組みを推進する。(環境政策課) (2) 生物多様性を確保するため、「生物多様性ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づいた取組みを進める。(環境政策課)	
平成30年度取組み内容	
(1) 「川の生き物調査・観察会」や「乞田川の恵み」などの子ども向けイベントにおいて生物多様性についての解説を行い普及啓発を図った。 (2) 平成29年8月に「生物多様性ガイドライン」を策定し、平成30年度もガイドラインに基づいた取組みを進めるため、関係課長による庁内連携会議を3回実施し、試行として特定外来生物の防除の研究をスタートさせ、結果を基に31年度における多摩市の取組みを検討した。	
平成30年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 (1) 子どもを対象としたイベントにおいて生物多様性に関する解説を行ったことにより、幼少期から生物多様性に興味・関心を持ってもらえるよう普及啓発が図れた。 (2) 庁内体制づくりとしてガイドラインに沿った個別具体的な取り組みについて検討を行い、庁内においては生物多様性に関しての周知だけでなく、協力連携の体制を構築し、関係課への意識醸成を図った。	
今後の課題	
(1) 引き続きイベントなどの様々な場面を活用しながら周知活動を行い、普及啓発を行っていく必要がある。 (2) 今後も生物多様性ガイドラインに沿った具体的な取組みを実施して必要がある。	

取組み項目②	生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成
(1) 生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。(公園緑地課)	
平成30年度取組み内容	
生物多様性の確保に寄与する「みどりの拠点と軸」の土地動向などの情報収集に努めた。	
平成30年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 平成30年度については、生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸に関する新たな用地等の取得や指定、公園の開園等はなかったが、前年度までと同様に、特別緑地保全地区等で生物多様性の確保に寄与する保全活動等が実施された。	
今後の課題	
貴重な緑の確保・保全には、公有地としての取得が求められ、財源の確保はもとより上位計画である「みどりの基本計画」との整合性が重要となる。また、収用事業として取得に係る特別控除の特例を受けられる場合には、税務署への説明に対して、その事業が相応しいかどうかの理由付けが求められる。	

取組み項目③	生物環境の把握とデータバンク化
(1) 動物の生息状況や植物の生育状況の調査等の実施と、調査結果を活用したデータバンク化を推進する。(環境政策課)	
平成30年度の実施内容	
生物環境の調査として、引き続き「川の生き物調査・観察会」「乞田川の恵み」「一ノ宮用水調査」にて魚類等水生生物の調査や「冬鳥観察会」を実施した。 また、昨年度実施した「ツバメ調査」の報告会を実施し、秋にはコシアカツバメ一斉調査を行った。多摩エコ・フェスタ 2019 においてツバメの写真の展示を行った。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 平成28・29年度に「ツバメ調査」を実施し、平成30年度はその成果発表として報告会を開催した。またコシアカツバメ一斉調査を実施することにより、生物の生息状況等のデータの蓄積が更に図られ、身近な生物へ興味を持ってもらうことが出来た。	
今後の課題	
市域全体の動物の生息状況や植物の生育状況の把握と、データバンク化には効率的な調査手法・整理方法の確立が課題である。	

施策 02：拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

取組み項目①	法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全
(1) 特別緑地保全地区制度等の活用によるまとまりある民有樹林の保全を推進する。 (公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
既に都市計画決定している連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森(なな山緑地)内の未買収用地について、継続して所有者の動向把握などに努めた。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既定の連光寺六丁目緑地やなな山緑地内の未買収地については、所有者からの要請など買収の機会が無く取得には至らなかった。また、新たな場所での都市計画決定など保全区域の拡大に関わる具体的な取組みには至っていない。	
今後の課題	
取得することが確定している場所について、所有者の動向を把握することにより、事業認可や補助金の確保など時期を逸しないように努めることが求められる。	

取組み項目②	その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全
(1) 土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議(13市町)」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換をおこなった。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 新たな民有樹林の具体的な取り組み方策には至らないが、隣接する自治体間で緑に関わる市民同士の交流活動が継続されるなど、市域を越えた連携が継続して図られている。	
今後の課題	
緑に関わる情報交流は有効におこなわれてきているが、土地信託制度など具体的な取組みについては、コアとなる企業の協力など取り込みが課題である。	

施策 03：まちなかの民有樹林の保全

取組み項目①	緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全
(1) 既存の保全制度の継続と新たな保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
35 の住宅管理組合に対し、みどりの協定に基づく沿道斜面地の緑の保存及び育成のための剪定や施肥、草刈等の経費に対し助成をおこなった。(35 団体、108,408 m ²)	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既存の4団体と協定期間の延伸契約を締結し、引き続き、民有樹林の保全が図られることとなったが、新規団体との協定には至らなかった。	
今後の課題	
補助金の増額は難しいことから、雑木林などの育成管理の担い手を養成するグリーンボランティア講座の募集チラシなどの配布により、ハードとソフトの両面からの支援に取り組んできているが、更に工夫が求められる。	

取組み項目②	その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全
(1) 土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議(13 市町)」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換をおこなった。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 具体的な取組みには至っていない。	
今後の課題	
ファンド等の創設には、コアとなる企業やNPO などの発掘が求められる。	

施策 04：生産緑地地区の保全と活用

取組み項目①	「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討
(1) 生産緑地地区の公的利用及び追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)	
平成30年度の実施内容	
具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課) 都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。 援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った(経済観光課)	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 原峰公園及び市役所周辺拠点や多摩川連携軸内の一ノ宮の水田周辺地区などの生産緑地地区については、「緑確保の総合的な方針」に基づく「既存の緑を守る確保候補地」への位置付けをおこない、引き続き緑の保全に努めることとしているが、具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課)	
今後の課題	
生産緑地の将来的な保全に向けては都市計画や農政担当所管とも連携し、引き続き、当該地の土地動向など情報収集に努める必要がある。(公園緑地課) 生産緑地追加指定の継続と生産緑地法改正への対応が必要となる。 生産緑地の最初の指定から30年が経過する平成34年に向け、生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。(経済観光課)	

取組み項目②	その他の生産緑地の保全活用方策の検討
(1) 生産緑地地区の追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)	
平成30年度の実施内容	
具体的な取組みは行っていない。(公園緑地課) 都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。 援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った。(経済観光課)	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 拠点や連携軸外の実産緑地についての活用や保全の具体的な取組み検討には至っていない。 (公園緑地課)	
今後の課題	
営農者と消費者である市民及び公園や緑地の保全活動に取り組む市民等との交流の場の創出などにより、生産緑地の効用や新たな営農支援(活動の場)の方向を検討する必要がある。 また、平成29年6月の都市緑地法の改正により、農地を緑地として政策に組み込み「みどりの基本計画」にも反映することが明記されたことなどから、今後の「基本計画」の改訂にあたっては、検討する必要がある。(公園緑地課) 生産緑地追加指定の継続と生産緑地法改正への対応が必要となる。 生産緑地の最初の指定から30年が経過する平成34年に向け、生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発が必要となる。(経済観光課)	

施策 05：水環境の維持・保全

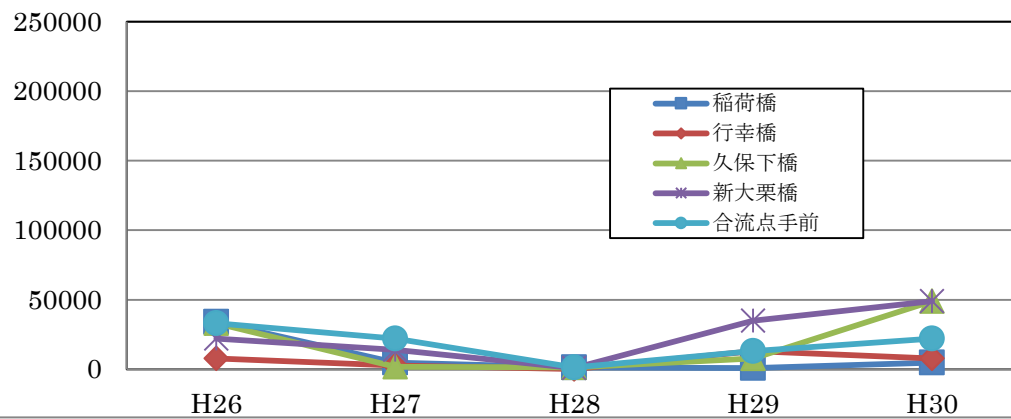
取組み項目①	湧水や農地等の水路の保全
(1) 湧水や水路の周辺環境を保全維持する。(公園緑地課、下水道課)	
平成30年度の実施内容	
大谷戸公園の湧水や唐木田の道にある寺ノ入湧水及び愛宕第4公園の湧水等については、昨年に引き続き各箇所において周辺環境を含め公園管理ブロック業者により、公園の適正な維持保全に努めた。 (公園緑地課) 市内の水路の維持保全作業については、大川水路のスクリーン及びその水路内の定期清掃を実施したほか、水路敷地の草刈を年2回実施した。また、周辺住民等からの要望が多い箇所の浚渫作業に加え、地域の環境保全団体等からの要望に応え、一ノ宮1-37番地先にある真明寺裏の水路において、アメリカセンダングサとキショウブの剪定を行い生物多様性の保全に努めた。水路周辺環境への配慮としては、和田、一ノ宮及び関戸地域において水路敷地のネットフェンス補修、一ノ宮地域の水路のスクリーン改修等を行い、適正な安全管理に努めた。(下水道課)	
平成30年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】 各地区の湧水については、昨年に引き続き公園管理業者による公園管理業務において管理保全を行っており、毎年度の管理内容についての変化はない。(公園緑地課) 水路の清掃、草刈・剪定、浚渫等の日常維持管理に加え、転落防止柵、ネットフェンスの補修、老朽化した護岸の補修、流水機能の阻害が懸念される箇所のスクリーンの改修等を実施し、これまでと比較して水路周辺環境の保全への取り組みが前進したと判断する。(下水道課)	
今後の課題	
湧水のある公園については、公園管理の受託業者による管理保全によるため、その管理の範疇での対応となってしまう。湧水箇所及び周辺環境の水生生物や植物に関する今後の保全のあり方については地域の市民や専門家との連携により取り組みを進めていくことが必要である。(公園緑地課) 水路は、用水路としての利水機能、雨水排水路としての治水機能、水辺としての環境保全機能を兼ね備えている。このため、流水及び排水機能を持続しながら、周辺環境の保全や安全管理に配慮しつつ、水路の保全、維持管理に努めことが課題となる。(下水道課)	

取組み項目②	公園緑地の池やせせらぎの維持改善
(1) 公園緑地の池やせせらぎを、保全維持する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
池・流れについては、一本杉公園を含む6箇所の公園で公園管理業務委託により定期的に池・流れの清掃を含む安全安心な維持管理を行った。また、多摩中央公園及び豊ヶ丘南公園については、噴水により池内の循環を行っている。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 池・流れについては、公園内施設の人工的な施設であるため公園内管理業務委託として対応している。	
今後の課題	
池・流れについては、水を循環するポンプ及びピット施設の老朽化が進んでいるためポンプを含む循環施設の更新が課題である。	

取組み項目③	乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善
(1) 河川環境向上に向けた継続的な調査や、都への改善要望、普及啓発を行う。 (環境政策課)	
平成30年度の実施内容	
河川の水質調査は、流量、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等について年 2 回の調査を行い、結果は市公式ホームページで公表した。 30 年度は、新たに、東京都環境局自然環境部水環境課と共同で、汚染の原因や経路を把握するため、乞田川・大栗川について、大腸菌群数・ふん便性大腸菌群数・大腸菌数の測定を行った。 水質事故を未然に防止するための取組みとして、事業者向けの啓発としては、各種届出時や街づくり条例の事前協議、年 2 回の道路調整会議で排水作業の指導を行い啓発を行った。建設業や塗装業、不動産業の主な業界団体にも水質事故防止のチラシを配布し、会員への啓発について協力を依頼した。 市民向けの啓発は、市内の河川の水質をわかりやすく表したポスターを作成し、消費生活フォーラムや多摩エコ・フェスタ等で展示を行った。さらに、市公式ホームページで水質事故防止の取組みを掲載して、広く啓発を行った。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 平成 30 年度の水質調査結果は、pH と大腸菌群数で環境基準値を超過した。また、大腸菌群数については 29 年度に引き続き、極めて低い達成率であった。その原因は、平成 29 年 4 月 1 日付の公用水域における水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直しにより、環境基準値が厳しくなったことが原因の一つではあるが、すでに下水道普及率がほぼ 100%の市内において、その原因が人為由来であるか自然由来であるか、継続的に追跡調査を行い、平成 30 年度については、東京都環境局及び東京都環境科学研究所に協力を依頼し、共同で調査を行ったが原因を突き止めることはできなかった。 (参考：大腸菌群数の環境基準値 B 類型 5000MPN/100mL 以下→A 類型 1000MPN/100mL 以下) 水質事故件数は、平成 29 年度の 11 件から平成 30 年度は 6 件に減少した。 年度ごとにばらつきは見られるが、平成 20 年度以降は減少傾向を示し、啓発活動の効果が出てきていると評価している。 H20:20 件、H21:12 件、H22:26 件、H23:12 件、H24:17 件、 H25:14 件、H26:18 件、H27:16 件、H28:3 件、H29:11 件、H30:6 件	
今後の課題	
大腸菌群数の環境基準値の超過は、都市河川の傾向として、全国的な課題である。原因は自然由来の他に人等の動物由来による影響も考えられることから、衛生面の観点からも汚染の原因や経路を把握する必要がある。平成 31 年度についても、東京都環境局自然環境部水環境課と共同で、乞田川・大栗川の大腸菌の汚染源を特定するための追跡調査を実施する。 水質事故発生防止の取り組みについては、発生件数の減少傾向から啓発活動が一定の成果を上げていると評価している。そのため、さらに水質事故の発生を減らしていくため、事故の傾向を分析し、対象事業者別のわかりやすい啓発チラシを作成し、引き続き啓発に取り組むことが大切と考える。また、水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。	

MPN100mL

市内における河川の大腸菌群数の経年変化
(過去5年間にける夏季調査結果)



大腸菌群数経年変化(過去5年間にける夏季調査結果)

(MPN100mL)

調査地点	H26	H27	H28	H29	H30
稲荷橋	34,000	4,900	1,300	790	4,900
行幸橋	7,900	2,700	170	13,000	7,900
久保下橋	33,000	1,700	1,400	7,900	49,000
新大栗橋	22,000	14,000	790	35,000	49,000
合流点手前	33,000	22,000	1,300	13,000	22,000

施策 06：周辺自治体との広域連携の推進

取組み項目①	周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用
(1) 周辺自治体との連携会議への参加や隣接自治体と連携したみどりの保全等を推進する。 (公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
多摩・三浦丘陵に関わる13自治体による「緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、広域的な緑と水景の「保全・再生・創出・活用」な関わる検討をおこなった。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 多摩・三浦丘陵の広域連携会議や東京都及び区市町村で構成する緑に係る連絡会に参加し、継続して緑に係る情報収集や動向把握をおこなった。	
今後の課題	
良好な緑の保全に向けては、市境に残る緑をより有効に活用・保全するため、今後とも東京都や隣接自治体との連携が求められる。	

取組み項目②	市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり
(1) 市域を越えた遊歩道連携やイベントの実施等の取組みを推進する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩・三浦丘陵広域連携会議」の事業として、町田市、八王子市においてウォーキングラリーを実施した。また、環境省のグリーンウェーブを参考に「里地里山文化プログラム」として、各市町が同一期間内に緑と水景を「たのしむ」「まなぶ」「まもる」体験イベントを実施した。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 市域を越えた緑の存在価値(効用)の共有のため、関連する自治体の市民を対象にウォーキングラリーや「里地里山文化プログラム」を実施している。	
今後の課題	
近隣市境の貴重な緑を維持・保全し良好な環境づくりに努めると共に、その存在効用を継続して広く住民にPRしていく必要がある。	

施策 07：安全安心な暮らしと調和したみどりの構築

取組み項目①	公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築
(1) 防犯等に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策については、平成30年度においても教育委員会及び関係機関と合同で「通学路安全点検」を実施し、各校区の通学路において改善要望箇所の現地確認を行い、改善対応を図った。また、地域における樹木の伐採等の要望に関しては、地域自治会及び管理組合からの要望書の提出により、みどりのルネッサンスの「暮らしと安全安心のための育成管理基準」に照らし、地域の方達と立会いを行い合意形成に基づく対応を行なった。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】「通学路安全点検」による教育委員会を含む関係課による合同点検及び要望に基づく地域の方達との安全点検や樹木の伐採等の立会いを行なうことで地域の合意形成が図られた。	
今後の課題	
みどりに関する地域の課題解決に向けては、みどりのルネッサンスによるコミュニティデザインの合意形成が必要不可欠である。	

取組み項目②	防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築
(1) 多摩市地域防災計画と連携した取組みを進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
平成30年度の実施では、災害に備えた新設公園の整備や長寿命化計画は策定したばかりであり、改修公園に伴う実績は無い。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】平成30年度は、借地公園の撤去のみ事業を実施し、平成29年度実績から現状維持である。	
今後の課題	
平成31年度以降は、「公園施設長寿命化計画」に伴い「地域防災計画」での位置付けを確認し、公園の改修や新設にあつては、必要な機能の確保に取組んでいく。	

取組み項目③	景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築
(1) 基本的な景観に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
宝野公園の桜並木や奈良原公園、鶴牧東公園における園路の樹木については、平成27年度に実施した樹木の専門家と公園管理業者による樹木の技術講習会を踏まえ、平成30年度においても景観を保持する樹木の剪定・伐採を行なった。また、瓜生緑地においては、設計者のお弟子さん達による市内公園管理業者向けの剪定講習会を実施するとともに、日本庭園の景観を保持する樹木の剪定伐採を行った。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】落合・鶴牧地区を結ぶ宝野公園及び奈良原公園、鶴牧東公園は落合・鶴牧地区を結ぶ基幹空間のオープンスペースであるため、この景観を保持することにより、公園及び地域の空間形成の景観的保持を図ることができた。瓜生緑地の講習会により公園管理業者の剪定技術の向上を図ることができた。	
今後の課題	
景観を保持する取り組みとして、現在行っている地域以外の公園について地域の景観特性を生かした地域の理解と合意形成が必要であるとともに景観を保持するための樹木の剪定・伐採について経費の増加が課題である。	

施策 08 : みどりの適正な育成管理

取組み項目①	「街路樹よくなるプラン」(街路編)に基づく街路樹の管理の推進
(1)「街路樹よくなるプラン」(街路編)に基づく街路樹の管理を進める。(道路交通課)	
(2) 現行の「街路樹よくなるプラン」(街路編)を改定する。(道路交通課)	
平成30年度の実施内容	
(1) 街路樹よくなるプラン(街路編)の重点管理路線を中心に、支障樹木の伐採等により、交通支障、防犯上問題のある箇所を改善した。また、一部の自転車歩行者専用道路において、街路樹管理について沿道自治会、管理組合と合意形成を行ったうえで、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善した。	
(2) 街路樹よくなるプラン(街路編)の改定作業を進め街路樹よくなるプラン改定版を作成した。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】(1) 今年度計画した重点管理路線を中心とした支障樹木の伐採により交通支障、防犯上問題のある箇所を改善できた。自転車歩行者専用道路においても、沿道自治会、管理組合と合意形成を行ったうえで、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善できた。	
(2) ワークショップなどで市民意見を取り入れながら改定作業を進め街路樹よくなるプラン改定版を作成した。	
今後の課題	
・街路樹よくなるプラン改定版に基づく街路樹管理に着手すること ・毎年多数発生する枯木・枯枝・根上りへの対応 ・街路樹の健全度調査実施の必要性	

取組み項目②	「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進
(1) 公園別緑地別の「みどりの管理シート」の作成を進め、地域特性を活かした育成管理を進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
瓜生緑地において、設計者の弟子にあたる小形会が、市内の公園管理受託業者に剪定講習会を開催し、緑地保全に努めた。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 瓜生緑地は平成25年の地域ワークショップにより、樹木の剪定・伐採による環境保全の必要性が確認されているが、市内で唯一日本庭園を持つ緑地であり、樹木保全にあたっては専門的な剪定技術を要する。実地講習会の実施により、公園管理受託業者の全体的なスキルアップを図るとともに、平成30年度は池周りの環境保全を実施した。	
今後の課題	
今後も日本庭園としての樹木保全を行っていくため、公園管理受託業者の更なるスキルアップを図っていく必要がある。	

取組み項目③	民有樹林の育成管理
(1) 民有樹林の育成管理支援を進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩市緑の保全及び育成に関する条例」等に基づき、市内18箇所の民有樹林(69,255㎡)を保存樹林として指定し、年20円/㎡の保全補助金を所有者に交付した。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既存地域内の民有樹林の補助額を平成30年度より同額の20円/㎡(従来は、30円/㎡)とし、ニュータウン地域内の管理組合が所有する「沿道斜面地のみどりの保全・育成補助金」と同一金額となり、乖離が解消された。一方、和田地区において、国土調査の完了に伴い面積が確定し、23,053㎡増加したため、補助金額が昨年度とほぼ同額になり、苦情等もなく、登記地籍も正しいものとなった。	
今後の課題	
補助単価が「沿道斜面地のみどりの保全・育成補助金」と民有樹林と同額(20円/㎡)となり、今後、民間樹林の適正な育成管理支援を目指す。	

施策 09：パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

取組み項目①	既存支援制度の活用による持続的な育成管理
(1) アダプト制度などの既存支援制度を継続して行う。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
既に都市計画決定している連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森(なな山緑地)内の未買収用地について、継続して所有者の動向把握などに努めた。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 既定の連光寺六丁目緑地やなな山緑地内の未買収地については、所有者からの要請など買収の機会が無く取得には至らなかった。また、新たな場所での都市計画決定など保全区域の拡大に関わる具体的な取組みには至っていない。	
今後の課題	
取得することが確定している場所について、所有者の動向を把握することにより、事業認可や補助金の確保など時期を逸しないように努めることが求められる。	

取組み項目②	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理
(1) グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
緑地の使用及び維持管理に関する協定を締結し、市民団体が活動している公園や緑地は12箇所ある。いずれの団体も多摩グリーンボランティア森木会に所属し、毎月1回開催する運営会議において活動報告や市からの連絡及びその他情報交換をおこない、緑地管理手法の技術向上や安全管理に取り組んだ。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 平成30年度の活動箇所は、12か所であり、平成29年度から維持している。	
今後の課題	
各団体とも構成員の高齢化が懸念される。一方、女性のボランティア講座受講者や活動団体への加入者が年々増加傾向にあり、男女比の平準化と年齢構成の活性化も期待される。	

取組み項目③	市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進
(1) みどりに関するイベント等の主催や支援を通じて、公園緑地等の管理への理解や協力を進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩中央公園改修基本方針」の策定を推進するに伴い、多摩中央公園内において、平成30年11月4日に今後の使い方や過ごし方等のアイデアを実際に施行する「プレイスメイキング社会実験」の取組みとして、プレイパークを試行した。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 平成30年11月4日に多摩中央公園内で実施した「プレイスメイキング社会実験」のプレイパークでは、参加者が45名の実績であり、その後の11月11日に「社会実験振り返りの会」を実施し、参加者よりの意見がまとめられた。	
今後の課題	
多摩中央公園改修工事の基本設計やPark PFIの絡みと合わせて調整しながら改修工事が始まるまでは、新たな提案に関する気づきや共感につながることや改善点も把握できるため、毎年「プレイスメイキング社会実験」のプレイパークの試行を行っていく方がよいと考えるが、仕掛けや開催手法、企画運営について支援委託の予算措置も必要であると考えられる。	

施策 10：身近な緑化の推進

取組み項目①	多摩市街づくり指導基準の強化や緑化などへの意識高揚の推進
(1) 事業者等の開発行為への緑化指導を進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	「多摩市街づくり条例」に基づき14件の協議を受け、基準に準じた緑化指導をおこなった。
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	毎年度概ね15～30件の協議を受け、指導基準に準じた緑化指導をおこなっている。今年度も概ね例年通りの件数であった。
今後の課題	建物まで含む事業の場合には、完了検査の際に緑化の確認が出来るが、土地開発のみの場合、事後の確認・追跡が出来ないのが課題である。

取組み項目②	公共施設の緑化推進
(1) 市役所や学校等での緑化を進める。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	学校やコミュニティーセンター等の花壇を管理運営している関係者に対し、花種や宿根草の配布及び育成講習会を開催し、公共施設での緑化に取り組んだ。
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	講習会は毎年度、春と秋の2回開催しているが、春は初心者向けの講習内容とし、秋は中級から上級者向けなど、受講者の興味を引き出しながらレベルアップが図れるよう工夫を凝らすことで、講習会が定着すると共に大変好評を得てきている。
今後の課題	グリーンライフセンター（恵泉女学園）が主体となり実施している「種や苗の交換会」への参加者を増やしていく工夫と共に、引き続き、関係者のニーズの掘り起こし事業への反映が課題である。

取組み項目③	市民の身近な緑化活動への支援
(1) 住民の花壇づくり等身近な緑化への支援を推進する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	自治会や管理組合など民間花壇の管理運営をおこなっている方々を対象に、花種や宿根草の配布及び育成講習会を開催し、住民の花壇作りなど身近な緑化活動の支援に取り組んだ。
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	講習会は毎年度、春と秋の2回開催しているが、春は初心者向けの講習内容とし、秋は中級から上級者向けなど、受講者の興味を引き出しながらレベルアップが図れるよう工夫を凝らすことで、講習会が定着すると共に大変好評を得てきている。
今後の課題	グリーンライフセンター（恵泉女学園）が主体となり実施している「種や苗の交換会」への参加者を増やしていく工夫と共に、引き続き、関係者のニーズの掘り起こし事業への反映が課題である。

施策 11：公園緑地のリニューアル

取組み項目①	公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新
(1) 都市基盤更新計画に基づく計画的な公園施設の検討を進める。(公園緑地課) (2) 公園施設長寿命化計画を策定する。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
平成30年度においては、平成27年度から策定に向け取組みを進めていた「多摩市公園施設長寿命化計画」の中での市民アンケート及び市民意見交換会の実施が平成29年度第三四半期に終了し、平成30年5月に同計画が策定したことに伴い、平成31年度からの改修事業の実施を視野に入れ、連光寺地区で市民ワークショップを行った。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 連光寺地区の改修対象公園は12公園あり、その内市民ワークショップ開催の結果、9公園については意見が集約できたが、向ノ岡大橋公園、向ノ岡公園、春日公園の3公園は遊具施設の改修内容で市民同士の意見が割れたため、意見集約ができなくなり、公園管理者判断で遊具施設の更新根拠を明確に定めて平成31年度設計業務委託で整理を行うこととした。	
今後の課題	
市民ワークショップにて意見が割れて意見集約ができなかった場合の別の考え方を課として整理し、決定しておく必要がある。例：根拠及び理由付けを整理して、公園管理者判断で行う。	

取組み項目②	借地公園の適切な見直しの推進
(1) 利用者ニーズや土地所有者の意向をふまえた見直しを行う。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
平成29年度に一ノ宮後田公園の返還に向け、宮之下公園を整備し、平成30年度は土地の返還に向けて一ノ宮後田公園の撤去工事を実施した。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 一ノ宮後田公園の返還に向けて、公園の撤去工事を実施した。	
今後の課題	
残る借地公園の具体的な取組について、土地所有者、利用者、関係所管とも調整しながら対応方法について検討していく必要がある。	

取組み項目③	市民参加型のリニューアルの推進
(1) 大幅な見直しが必要な街区公園等の市民参加による再整備を行う。(公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
「多摩中央公園改修基本方針」(案)の策定の推進に伴い、地域の特性や多様なニーズに対応した公園を実現するため、子供から大人まで幅広い年齢層の住民の意見を集約することを目的として、地域住民及び小・中学校とのワークショップ及びアンケート調査、またパブリックコメントを実施した。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 地域住民及び小・中学校とのワークショップ及びアンケート調査、またパブリックコメントを行うことで、生徒の視点での公園の魅力や課題、多くの市民からのニーズが把握でき、その結果により「受動喫煙対策追加」や「パルテノン多摩改修工事、図書館本館整備」との一体性を保つためにスケジュール表の記載といった「多摩中央公園基本方針」(案)の見直しにつながる意見の集約ができた。	
今後の課題	
地域住民及び小・中学校とのワークショップ及びアンケート調査等を職員直営で行うには業務量が増大し、事務が負担となる。ワークショップ等の支援業務を委託化し、計画的に平準化した予算措置について、財政部署と調整していく必要がある。	

施策 12 : みどりのリサイクルの推進

取組み項目①	剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進
(1) 剪定枝を活用し、土壌改良材のリサイクルを推進する。(公園緑地課、道路交通課、ごみ対策課)	
平成30年度の実施内容	
公園・緑地樹木管理委託業務において公園から発生した剪定枝等の処分については、市立資源化センター（エコプラザ多摩）及び民間のリサイクル施設に搬入し、土壌改良材等に再利用を図り、みどりのリサイクルを推進した。 (公園緑地課)	
職員作業により発生した剪定枝と委託業務により発生した一部の剪定枝について、多摩市立資源化センターへ搬入した。委託業務において発生した残りの剪定枝等は、受託業者が民間の再資源化施設に搬入し、みどりのリサイクルを推進した。アダプト団体の花壇管理における土壌改良材の利用について、主管課であるごみ対策課と調整する等の支援を行った。 (道路交通課)	
土壌改良材の市民配布を9月と3月に実施し、546名の市民に13tを配布した。また、登録農家や学校、公園のアダプト団体を含めると、約57tの土壌改良材を配布した。チップ化した剪定枝は、公園及び学校に対し、50tの提供を行った。(ごみ対策課)	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 公園緑地内から発生した樹木（高木）については、市立資源化センターでの受け入れ可能な限り搬入し、土壌改良材に資源化することで、みどりの資源循環を推進した。(公園緑地課)	
街路樹管理で発生した剪定枝等は、市や民間のリサイクル施設に搬入した。また道路アダプト団体の花壇管理において、多摩市立資源化センターで土壌改良材を支給し、みどりのリサイクルを推進した(道路交通課)	
剪定枝の搬入量は、公園緑地課、道路交通課、教育委員会など関係課との調整を行なった結果、平成30年度の実入量は約140tであった。また、剪定枝の利活用拡大を図った結果、平成29年度と比較し土壌改良材は4t(53t→57t)チップは5t(45t→50t)を増産し配布することが出来た。(ごみ対策課)	
今後の課題	
公園緑地内から発生する樹木の剪定枝は、可能な限り市立資源化センターに搬入するよう、仕様書に定めている。しかし、同施設への搬入量、状態、大きさには規定があるため、搬入ができない場合は、民間資源化施設へ搬入することになる。(公園緑地課)	
剪定枝などのストック場所の確保、堆肥の利用促進(道路交通課)	
平成31年度に草枝資源化棟プラント設備の改修工事が実施されることから、処理能力がより向上する見込みである。プラント設備の改修に合わせて、土壌改良材やチップの供給受入れ先の拡大が課題である。(ごみ対策課)	

取組み項目②	みどりのリサイクルのあり方の検討
(1) 公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝等の身近なリサイクルを推進する。(公園緑地課)	
(2) 資源化センターで資源化したチップや土壌改良材の搬出量及び活用先の拡大を進める。(ごみ対策課)	
平成30年度の実施内容	
(1) 資源化センターで生成したウッドチップをマルチング材及びクッション材として敷設し、園路の保護・保全を行った。(公園緑地課)	
(2) 平成29年度に引き続き剪定枝のチップ化を行い、学校や公園の歩行者通路へ敷設するとともに、友好都市である長野県富士見町にチップの提供を行なった。(ごみ対策課)	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】(1) ウッドチップの活用により、身近なみどりのリサイクルを推進した。	
(2) 大型破砕機の故障により、平成29年度と比較し剪定枝の実入量は減少したが、土壌改良材やチップについては、安定的に生産することが出来た。(ごみ対策課)	
今後の課題	
(1) 剪定枝の搬入について、市立資源化センターと民間資源化施設への搬入調整が必要である。	
(2) 平成31年度に草枝プラントの改修工事を行なうことを踏まえ、引き続き安定的な供給先の確保に向けた取組みとともに新たな活用方法の仕組みづくりなどが検討をすすめていく。(ごみ対策課)	

施策 13：文化財等の保全と活用

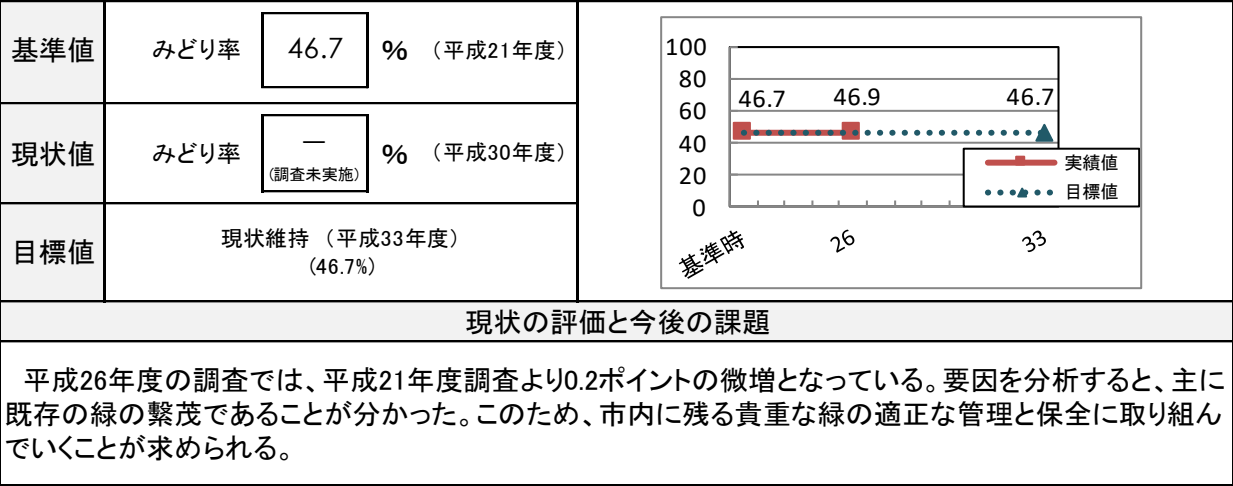
取組み項目①	史跡文化財や歴史的空間の保全
(1) 史跡文化財や歴史的空間の保全・維持管理を行う。(教育振興課)	
平成30年度取組み内容	
市内の指定文化財、古民家及び旧多摩聖蹟記念館、遺跡等の保護保全、維持管理を図った。 指定天然記念物のうち、保存処置の必要な樹木について、樹木医に現状調査を依頼し対処した。 - 都指定天然記念物「平久保のシイ」(平久保公園内)について、東京都の補助対象事業として平成30年度、31年度の2カ年にわたり保存処置事業を行うこととなった。平成30年度は、機器を使用してスダジイ樹木内部の空洞化等の調査を行ったとともに、経年劣化していた支柱の取替え作業等を実施した。また10月に発生した台風24号による被害にも対応し、折枝の撤去・殺菌剤の塗布や落枝により破損した四ツ目垣や木戸の補修等を行った。 - 市天然記念物「シダレザクラ」(鶴牧西公園内)の保存処置調査、土壌改良及び施肥等の現地調査指導を実施した。 旧富澤家では特別展を2回、旧多摩聖蹟記念館では特別展を1回と常設展を1回実施し、活用を図った。また、古民家体験の場等として公開・貸出をしている旧加藤家及び旧富澤家の入館者数は各々10,953名、29,875名で、旧加藤家においては微増、旧富澤家においては前年度よりやや減少した。貸出件数については、旧加藤家は微減、旧富澤家は微増となった。市内の国庫補助対象事業による埋蔵文化財試掘調査では、昨年度同様8事業地で合計約438㎡の調査を実施した。	
平成30年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 指定天然記念物は、いずれも巨樹・古木なため、常に状況把握と必要に応じた対処を行った。 市内の埋蔵文化財試掘調査については、近年開発事業が増加傾向にあるが試掘調査については昨年度と変わらなかった。	
今後の課題	
指定天然記念物は、巨樹・古木のため相応の樹齢であり、枯枝や幹にキノコ等が発生するとともに、風雪等による枝折れ被害等も生じる。そして植物として生きているため、保護保存には定期的な剪定等、継続的な管理経費を見込む必要がある。都指定天然記念物の「平久保のシイ」については、東京都の補助金を活用し、平成30年度に引き続き31年度も保存措置事業を実施する予定である。 古民家、旧多摩聖蹟記念館は、引き続き施設の保護、維持管理費の節減に努めていくが、各施設ともに復元や改修から一定年数が経過しており、必要に応じて修繕等の対応をとる必要がある。 埋蔵文化財調査については、国庫補助事業ではあるが、ここ数年開発事業の増加に伴い試掘調査費用も年々増加傾向にある。そのため、ここ数年間は毎年一定の市費の財源確保が課題である。	

取組み項目②	みどりと連携した史跡文化財の活用
(1) 歴史を感じさせるみどり(散策路等)や史跡文化財の認知促進、また史跡周辺のみどりと一体となって市民が楽しめ、身近に感じる活用支援を行う。(教育振興課)	
平成30年度取組み内容	
歴史文化継承事業を実施し、多摩の暮らしや文化、自然との関わり方等についての講座、体験学習会等を開催した。東京文化財ウィーク2018(10～11月)に実施している「文化財めぐり」をはじめとして、「多摩歴史再発見講座」、「文化財講座」、「昆虫観察会」等、毎年継続的に行っている講座を実施した。	
平成30年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 多摩よこやまの道見学・学習会、植物観察会等、文化財・史跡とそれを取り巻く自然を市民が身近に感じ体験できる事業に取り組み、多くの参加者があった。	
今後の課題	
継続的な講座が多いため、毎年同じものにならないよう内容に変化をもたせながら展開していくかが課題である。また、地域・郷土の歴史、文化、自然等に関連した講座を実施し、他機関との連携事業の継続を図っていきたい。 多様な内容、方面から歴史と文化財の認知促進を図り、また自然環境と一体となってスマートウェルネスシティ多摩をよりアピールするとともに、シティセールスに取り組みたい。	

自然環境分野における管理指標の状況

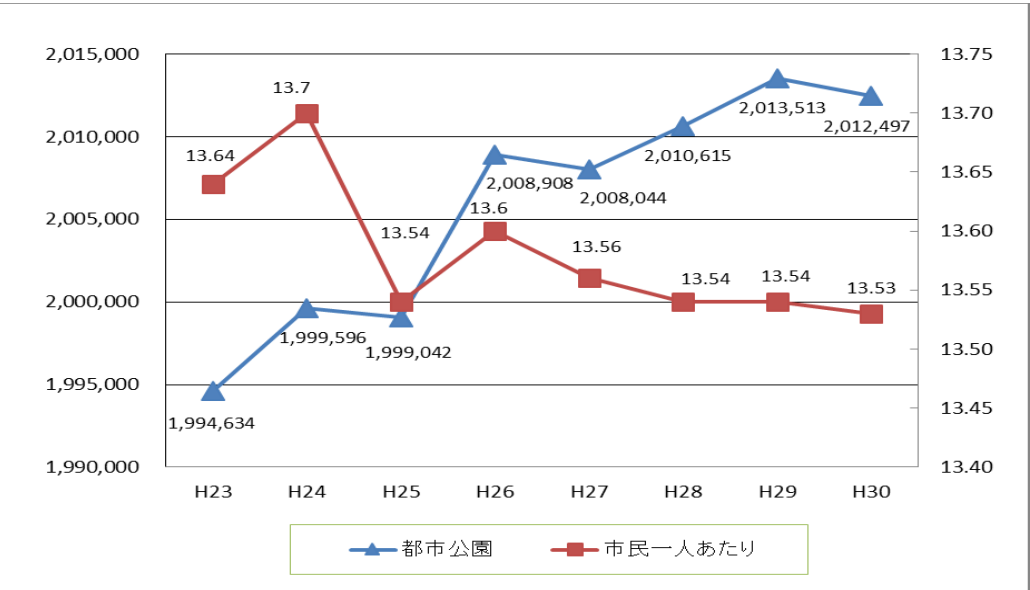
①みどり率（市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合）（公園緑地課）

市内のみどりの量の変化を把握することにより、着実な保全が進んでいるかどうか確認します。



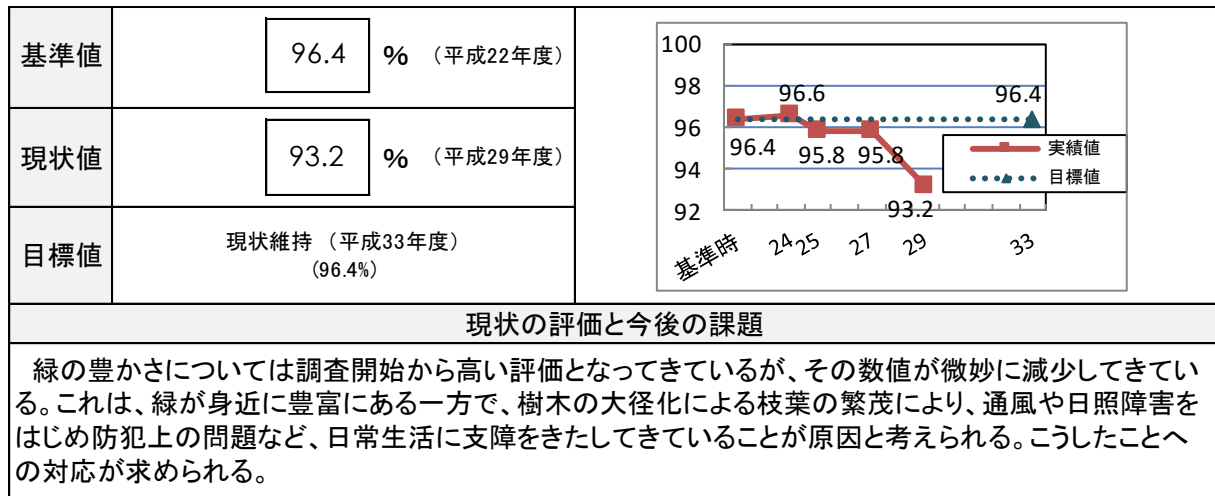
（補足）
●都市公園面積と市民一人あたりの公園緑地面積の経年推移

増加傾向にあった公園面積が平成 25 年度に借地公園一つを返還したことで一旦減少したが、新設の「みゆき川公園」、「和田緑地」、「宮之下公園」が供用されたことで平成 26 年度以降増加に転じた。平成30 年度には、借地公園であった一ノ宮公園が返還されたことにより、前年度に比べ、僅かに減少した。なお、市民一人あたりの公園緑地面積が平成 26 年度で大きく減少した理由は、諏訪二丁目団地建替えに伴い人口が増加したことによるものである。



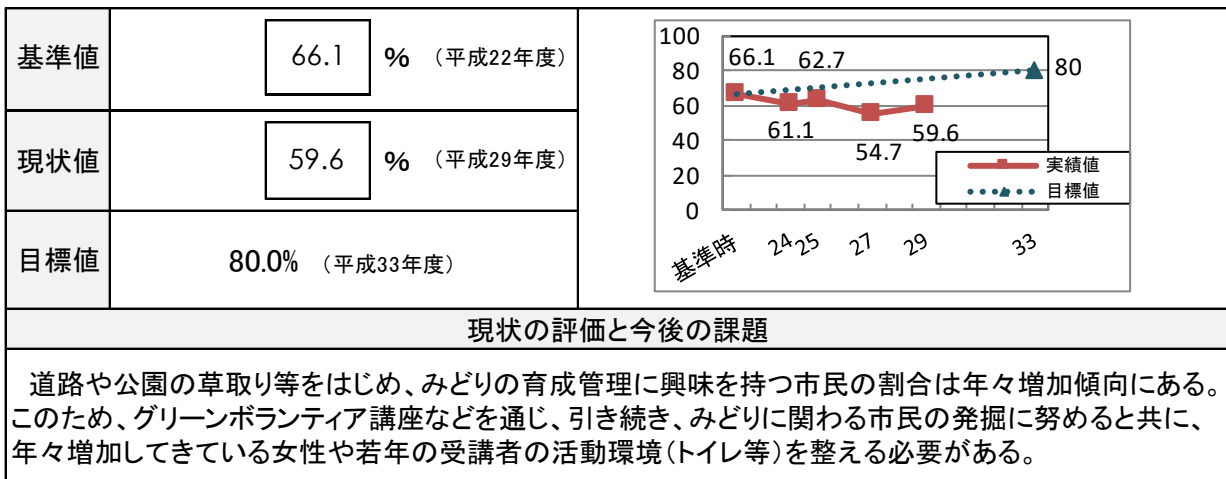
②みどりが豊かと感じる市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、実際のみどりの量に対し、みどりの豊かさを感じる割合を把握します。



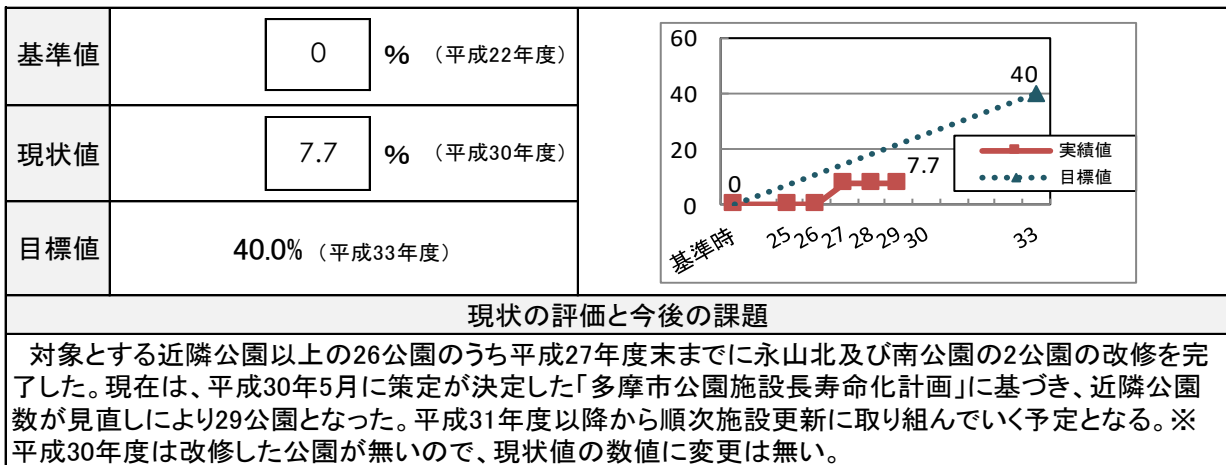
③みどりの維持管理活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、道路や公園の草取り等の清掃活動に、参加したことがある市民の割合を把握し、多様なみどりの育成管理に関わる施策の実施効果を確認します。



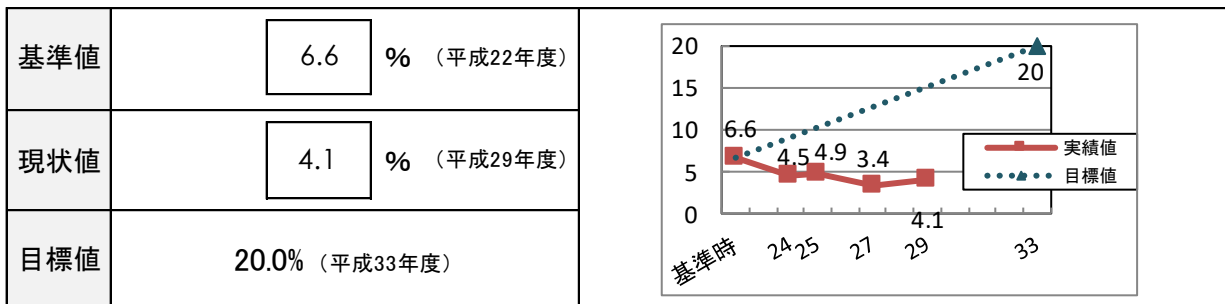
④更新が必要な公園緑地の施設更新達成率（公園緑地課）

老朽化や時代のニーズに合わないなど更新が必要な公園緑地について、着実な施設更新の実施度合いを把握します。



⑤地域の歴史文化活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、歴史文化に関する地域活動への関わりの度合いを把握し、歴史文化資産の活用推進施策の実施効果を確認します。



現状の評価と今後の課題

多摩グリーンボランティア森木会が保全活動をおこなっている緑地で採取される竹や篠竹、葛ツル等を材として「竹べら」「めかい」「クリスマスリース」作りなど、また子供からお年寄りまでを対象とした講座「まちの大きな木を巡る」などグリーンライブセンターで実施している歴史や文化を学ぶ講座を通して、様々な年代の方々の交流の輪が徐々に広がっていくことが期待される。

地域の歴史文化活動への関わり についてのアンケート結果（経年推移）

